

2019年度(平成31年度) 2019年度(平成31年度) ごみ分別収集日程表

【北 区】中新井・今泉・地頭方・一ツ木・上砂・中曽根・本沢・小新井・上細谷・松崎・明秋
 【東一区】大和田・上銀谷・古名・谷口・下銀谷・万光寺・丸貫・丸貫台・柿ノ木台・北下砂・成城台・新道・東野1丁目～6丁目

北区・東一区

2019年 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

■ ...もやせるごみ 毎週火・金曜 ※5月3日及び12月31日・1月3日は収集しません。1月4日は収集します。
■ ...資源ごみ・有害ごみ 第1・3月曜
■ ...もやせないごみ 毎週水曜 ※1月1日は収集しません。
■ ...ペットボトル 第1・3水曜 ※1月1日は収集しません。1月15日及び1月29日に収集します。

もやせるごみ	資源ごみ	有害ごみ	ペットボトル
<p>指定した袋で!!</p> <p>●生ごみは、よく水切りし、袋の口をひもで縛って出してください。</p> <p>○もやせるごみ以外が入っていると回収できません。</p> <p>燃やせるごみ専用袋 吉見町</p>	<p>出せるもの</p> <p>■ビン類 一升ビン、ビール、ジュース、ドリンク類</p> <p>■カン類 ビール、ジュース</p> <p>■紙類・布類 紙類、新聞(広告)、雑誌、ダンボール(それぞれ分けてひもで縛って出してください)、雑紙(雑誌に挟んで出してください)、もやせるごみの中はリサイクルできる雑紙が多く含まれています。雑紙はもやせるごみではなくリサイクルできる資源ごみに分別してください。</p> <p>■牛乳パック 酒、ジュース類</p>	<p>出し方</p> <p>○きれいに洗ってコンテナに入れてください。</p> <p>○キャップ(栓)は取り外してください。</p> <p>○乾電池 乾電池回収箱へ入れてください。</p> <p>○蛍光管・水銀柱 割らずにそのままコンテナに入れてください。</p>	<p>出し方</p> <p>○乾電池 乾電池回収箱へ入れてください。</p> <p>○蛍光管・水銀柱 割らずにそのままコンテナに入れてください。</p> <p>出せるもの</p> <p>○乾電池 ○蛍光管 ○水銀柱 ○電球</p>
<p>出せるもの</p> <p>○台所ごみ(生ごみ) ○紙くす ○草花・ワラくす・枝木 ○紙おむつ(汚物は除く)</p> <p>生ごみ 紙くす</p> <p>3cm 20cm 60cm 草・枝木(たばねる)</p> <p>●枝木は太さ3cm以下のものは、長さ60cm以内に切り、直径20cm以内に束ねて出してください。太さ3cmを超えるものは、粗大ごみになります。</p>	<p>出し方</p> <p>○きれいに洗ってコンテナに入れてください。</p> <p>○食べ物のカスなどは取り除いてください。</p> <p>○スリ缶はもやせないごみで出してください。</p>	<p>出し方</p> <p>○乾電池 ○蛍光管 ○水銀柱 ○電球</p> <p>乾電池</p> <p>水銀柱</p> <p>※ボタン電池も収集できます。</p>	<p>○キャップとラベルを取り、水洗いしてから、つぶして出してください。</p> <p>○取ったキャップとラベルは容器包装(資源)類へ</p> <p>○指定の回収ネットに入れてください。</p> <p>酒、みりん、しょうゆ、ジュース、ドレッシング類</p>
			<p>回収するペットボトル</p> <p>ボトルのラベル部分や底にこのPETマークが入ったもの又は容器の底に「へそ」があるものを回収します。</p> <p>ペットボトルの出し方</p> <p>①キャップをはずす ②中を水洗い ③つぶしてラベルをはがす ④ネットへ</p>

もやせないごみ	粗大ごみの出し方(有料になります。)	使用済小型家電のリサイクルの出し方
<p>指定した袋で!!</p> <p>○プラ表示のある食品などの容器包装がこれにあたります。</p> <p>○リサイクルされますのでよく洗ってから出してください。</p> <p>容器包装(資源)類</p> <p>発泡スチロール製品 食品パック シュリンク包装 タマゴパック</p> <p>弁当などの容器 お菓子・鮎などの袋 カップ麺の容器</p> <p>ビニール袋 洗剤の容器 マヨネーズ・ソースなどの容器 シャンプー・リンスなどの容器</p> <p>ハムなどの袋 歯磨き粉などのチューブ プリンなどのカップ</p>	<p>粗大ごみの出し方(有料になります。)</p> <p>(粗大ごみは分解しても粗大ごみです。集積所に出されても回収できません。)</p> <p>1. 自己搬入(粗大ごみを車に積んで自分で環境センターに搬入する。)</p> <p>●搬入の手順</p> <p>①処分したい粗大ごみを車に積んで、印鑑を持ち役場に来てください。</p> <p>②申請書と粗大ごみ明細書等に必要事項を記入していただきます。</p> <p>③職員が粗大ごみを一つ一つ確認し、手数料を計算します。</p> <p>④手数料(規定の処理手数料の40%)を支払っていただきます。</p> <p>⑤搬入許可証を交付いたしますので、それを持って中部環境センターに搬入してください。</p> <p>●搬入できる日と時間</p> <p>※平日のみ(月曜から金曜日)</p> <p>○午前 9:00 ~ 正午まで ○午後 1:00 ~ 4:00 まで</p> <p>→時間内に中部環境センターに搬入できるよう、来庁ください。</p> <p>※土曜、日曜、祝日と年末年始の12月26日から1月5日の期間は搬入できません。</p> <p>2. 自宅回収(自宅まで粗大ごみを取りにきてもらう。)</p> <p>●処理の手順</p> <p>①粗大ごみの品目(寸法等)、何点あるか確認します。(※1回に5品目まで申し込みます。各々の個数は特に制限はありませんが都合により制限する場合があります。)</p> <p>②町が委託した業者(株野沢運輸 ☎0493-54-0114)に回収処理を電話で申し込みます。そこで処理手数料と回収日が決まります。</p> <p>③粗大ごみ処理券を販売店で購入します。</p> <p>④粗大ごみに貼り、業者から指定された回収日に自宅内の分かり易い場所に置いてください。</p> <p>★スプリングの入っているマットレスは、布とスプリングを分けて出してください。</p>	<p>使用済小型家電には金や銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属が含まれており、資源の有効利用に伴い、吉見町では無料回収を実施しています。</p> <p>●使用済小型家電対象品目</p> <p>〈例〉カメラ(使い捨て除く)、携帯電話(充電器含む)、CD・MDラジカセ、扇風機、掃除機、電子レンジ、時計一式(腕時計等)、ビデオデッキ等。</p> <p>※こちらは対象品目の一部です。</p> <p>●申請方法</p> <p>①吉見町役場1階6番窓口(農政環境課)で申請書の記入を行います。</p> <p>※平日の午前8時30分から午後5時00分までが受付時間となります。</p> <p>②申請書に記入後、役場庁舎に設置してある専用のコンテナへ使用済小型家電を搬入していただきます。</p> <p>※使用済小型家電対象品目一覧及び申請方法の詳細については、HPに掲載しております。</p>

町で集めないもの	家電リサイクル法対象商品について	し尿・浄化槽 清掃許可業者
<p>○テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの6品目は家電リサイクル法対象商品になります。</p> <p>○爆発の恐れのあるもの、悪臭のひどいもの、有害物質など(シンナー・廃油・薬液・プロパンボンベ・農薬・水銀・中身の入っている消火器等)</p> <p>○厚鋼製品類(歯車・クラック軸・エンジン・モーター等)</p> <p>○農業用機械・ビニール・バイク・タイヤ・バッテリー・コンクリートブロック・廃材・土砂・ガレキ・便器類・浄化槽・ポリバス等は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>	<p>家電リサイクル法対象商品について</p> <p>買い替える場合 → 小売店・販売店 買い替えをするお店又は過去にその家電を売ったお店が引き取ります。 → 製造業者等へのリサイクルへ</p> <p>買い替え以外の場合 → 小売店がわかる場合 → 郵便局にて家電リサイクル券の購入 → 指定取引場所に自分で搬入する。 → 製造業者等へのリサイクルへ</p> <p>→ 小売店がわからない場合 → 郵便局にて家電リサイクル券の購入 → 指定業者に収集を依頼する。 → 製造業者等へのリサイクルへ</p> <p>◎買い替えの際は、できるだけ販売店に引き取ってもらってください。</p>	<p>し尿・浄化槽 清掃許可業者</p> <p>●吉見清掃 吉見町大字北下砂275 ☎0493-54-0586</p> <p>●(有)橋場商事 鴻巣市上谷1400-1 ☎048-541-4111</p> <p>●高松商事(株) 鴻巣市上谷1824-1 ☎048-541-4414</p>